

Ⅱ 障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要

★今までの改正のポイント★

H23.10 ■地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホームを利用する低所得者を対象に居住費用の助成（限度1万円）が図られました。
- ・視覚障がい者を対象に移動に必要な情報を提供するとともに、移動等の支援を行う「同行援護」が創設されました。

H24.4 ■利用者負担の見直し

- ・応能負担の原則を明確化することに加え、利用者負担限度額の考え方が障がい福祉サービスと補装具費の利用者負担の合算となり、障がい者の負担軽減が図られました。

■相談支援の充実

- ・基幹相談支援センターの設置等、相談支援体制の強化が図られました。
- ・長期入院者等の地域移行支援や地域定着支援の個別給付化が図られたほか、計画相談、障がい児相談の充実強化が図られ、サービスを利用する障がい者全員に相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することになりました。

■障がい児支援の強化

- ・障害者自立支援法と児童福祉法に規定されていた障がい児の通所施設・通所サービスが、児童福祉法の規定に一本化され、障がい児施設の一元化と通所サービスの実施主体が見直されました。

■実施主体が北海道から市町村に

- ・重症心身障がい者の療養介護サービスの実施主体が北海道から市町村に変更になりました。

H25.4 ■障がい者の範囲の見直し

- ・発達障がいや障害者自立支援法の対象となることが明確化されました。
- ・難病等の方々も、障がい福祉サービス等の利用が可能になりました。

H26.4 ■重度訪問介護の対象拡大

- ・重度訪問介護の対象に「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するもの」が新たに追加されました。

■共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

- ・障がい者の高齢化、重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームがグループホームに一元化されました。（介護サービス包括型・外部サービス利用型に分かれています。）

■地域移行支援の対象拡大

- ・地域生活への移行のため支援を必要とする対象者は、これまで障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者でしたが、新たに保護施設や矯正施設に入所している障がい者も支援対象となりました。

■障害程度区分から障害支援区分への見直し

- ・「障害程度区分」が、障がい者の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改正されました。

H30.4 ■障がい者への地域生活の支援

- ・施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」が新設されました。
- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」が新設されました。
- ・「重度訪問介護」について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となりました。
- ・65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組み（新高額障がい福祉サービス等給付費）が創設されました。

■障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

- ・重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスが新設されました。
- ・保育所等を利用中の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、新たに乳児院・児童養護施設の障がい児も対象として追加されました。
- ・医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとされました。
- ・障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定することとされました。

R4.6 ■児童発達支援センターの役割・機能の強化

- ・児童発達支援センターが、地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化され、類型（福祉型・医療型）の一元化が図られました。

■障がい児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築

- ・障がい児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）が明確化され、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続が可能となりました。

R4.12 ■障がい者等の地域生活の支援体制の充実

- ・共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることが法律上明確化されました。
- ・地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となりました。

■障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進

- ・就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施することとなりました。

■障がい福祉サービス事業者の指定方法の見直し

- ・市町村障がい福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みが創設されました。

★本計画における滝川市の取組★

■国の基本指針の主なポイント

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援の充実
- ・福祉施設からの一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実強化
- ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



■福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい者の自立支援の観点に立ち適切な意思決定支援を行いつつ、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続のために、地域移行支援や地域定着支援等の相談支援をはじめとした障がい福祉サービスの提供を進めていくとともに、困難事例等状況によっては入所先の施設や滝川市自立支援協議会とも連携した対応を行っていきます。

■地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活の維持及び継続を支えるために地域生活支援拠点等としての機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の検討を関係機関と協議しながら進めます。

■障がい者の一般就労への移行等

障がい者の一般就労への移行促進に向けて就労移行支援や就労定着支援、就労継続支援等の障がい福祉サービスの提供を基本としながら、新たに創設される「就労選択支援」の活用もして支援を行っていくとともに、関係機関とも連携を図っていきます。

■障がい児支援の提供体制の整備等

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場として、滝川地域こども発達支援推進協議会がその役割を果たしており、必要に応じた支援を検討するとともに、入所児童が大人にふさわしい環境へ移行ができるように移行調整の協議の場など地域の支援体制の整備について協議を進めます。

■障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

多様化する障がい福祉サービスと多くの事業所の参入がある昨今の状況から、法制度の理解を深め真に必要なサービスを提供するために、北海道やその他の機関が主催する研修等に市職員を参加させます。また、事業者間の連携強化とサービス等の質の向上に努めます。

★障がい福祉サービス等に係る体系★



